

令和3年第11回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和3年11月30日
- ・ 会 場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和3年11月30日(火) 午後3時30分から
深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 58 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 59 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 60 号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 61 号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 5) 議案第 62 号 農用地利用集積計画の決定について
- 6) 議案第 63 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 7) 議案第 64 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 8) 議案第 65 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 9) 議案第 66 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 67 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について
- 11) 議案第 68 号 農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和3年11月30日	開会場所	深谷市役所大会議室		
開閉の日時	開 会	令和3年11月30日(火) 午後3時30分			
	閉 会	令和3年11月30日(火) 午後4時30分			
議長	会長 安藤 已喜夫				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	木口 正彦	出	21	塚原 勝美	出
2	茂木 浩	出	22	富田 千恵子	出
3	江口 明	出	23	塚越 石夫	出
4	柴崎 安雄	出	24	石川 野理子	出
5	小内 忠	出	1	増野 弘	出
6	大澤 慶三	出	2	糸原 清	出
7	下田 洋子	出	3	田中島 隆	出
8	小嶋 道夫	出	4	篠原 哲男	出
9	吉田 光雄	出	5	大澤 正	出
10	新井 安夫	出	6	橋本 繁穂	出
11	新井 美津子	出	7	加藤 富夫	出
12	関根 満好	出	8	鶴田 博樹	出
13	福島 明	出	9	飯塚 諭	出
14	坂本 清	出	10	原口 友一	出
15	宇野 正行	出	11	根岸 英男	出
16	荻野 正和	出	12	須永 政信	出
17	飯島 三喜男	出	13	野辺 一夫	出
18	小暮 次男	出	14	馬場 詔二	出
19	今井 順子	出	15	大野 晃	出
20	安藤 已喜夫	出	16	高荷 政行	出
説 明 者	事務局長	吉田 稔			
	事務局次長	大木 保			
	局長補佐兼農地係長	大浜 和雄			
	主査	山口 圭一			
	主任	中島 寛			
	主任	小林 豊			
参 与	農業振興課 係長	金井 辰裕			
	農業振興課 主任	山本 哲也			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	局 長	<p>本日は、深谷市農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今から、令和3年第11回深谷市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	委員の出欠席報告	局 長	<p>はじめに、本日の欠席委員の報告をいたしますが、欠席者はありません。</p> <p>従いまして、委員24人中24人の出席となり、出席者が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員は、13人の出席で、3名がまだ来られていないということでございます。</p>
	議長の選出	局 長	<p>次に議長の選出を行います。</p> <p>深谷市農業委員会総会会議規則第3条に会長が議長となる旨、規定されておりますので、安藤会長にお願いいたします。</p>
進 行	議事録署名人の署名	議 長	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号11番新井美津子委員、議席番号12番関根委員、以上2名を指名いたします。</p> <p>よろしくお願いたします。</p>
	報告事項について	議 長 事務局	<p>それでは、総会日程に従いまして、順次進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、報告第58号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、報告第61号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」までを一括して議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。それでは事務局より説明させていただきます。</p> <p>まず議案書の1ページをご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>報告第58号「農地法第18条第6項の規定による通知について」ですが、農地の賃貸借の解除や解約する場合に都道府県知事の許可を受けなければなりません、貸主、借主の合意によるもので農業委員会にこの通知をすれば、知事の許可が不要になるものでございます。4ページまでの12件ということになります。</p> <p>「農地法第18条第6項の通知」については以上です。</p> <p>続きまして議案書5ページ、報告第59号「農地法第3条の3第1項の届出」についてでございます。こちらにつきましては、相続により農地を取得した場合に農業委員会にその旨を届け出るものとなっております。こちらにつきましては、5ページから10ページまでの14件ということになります。なお、整理番号3番の一部と、10番と11番につきましてはあっせんの希望が「有」となっておりますので、借りたい方等がいらっしゃいましたら、農業委員会の方にご連絡いただけたらと思ひます。</p> <p>農地法第3条の3第1項の届出につきましては以上となります。</p> <p>続きまして、議案書11ページをお開きいただきたいと思ひます。</p> <p>報告第60号「農地法第4条第1項第8号の届出」となります。こちらにつきましては、市街化区域内において農地を転用する場合にあらかじめ届け出るものとなっております。こちらにつきましては、次の12ページまでの6件ということになります。</p> <p>「農地法第4条第1項第8号の届出」については以上です。</p>
状 況			

	会 議 件 名	て ん 末	
会			<p>引き続きまして13ページの報告第61号「農地法第5条第1項第7号の転用届出」になりますが、市街化区域内において転用を目的として農地を購入や賃貸借等をする場合に届け出ることとなっております。こちらにつきましては、17ページまでの21件ということになります。</p> <p>「農地法第5条第1項第7号の届出」については以上になります。報告案件については以上となります。よろしく願いいたします。</p>
議		議 長	はい。ただ今事務局より報告がありました本件は、専決処分事項でありますので、報告のみとさせていただきます。
進	議案第62号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長	次に、議案書の18ページ、議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
		事務局	はい、それでは議案書18ページ、議案第62号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明いたします。 本議案は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙の農用地利用集積計画(案)について、同計画の決定を求めるものでございます。本日の総会で、この計画が決定されますと、令和3年12月10日に公告することにより、令和4年1月1日から利用権が設定されます。 続きまして、19ページの利用集積計画概要表について説明いたします。また、別添の議案資料の1ページに借受人別内訳がございますので併せてご参照ください。今回の案件は、59件、総筆数170筆、総面積183,261.24㎡でございます。 「農用地利用集積計画の決定について」の説明は以上です。 なお、ご審議いただくにあたりまして、整理番号7番及び整理番号19番、20番の新規就農について、地区の委員に出席いただき、就農予定者からヒアリングを行いましたことを報告いたします。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。
行		議 長	ただ今事務局より報告のありました本議案のうち、整理番号7番および19番、20番につきましては、新規就農にかかる案件となりますので、地元委員より意見を伺います。 まず7番につきまして、議席番号4番柴崎委員、お願いします。
		柴崎委員	はい。整理番号7番の借受人の新規就農について、報告いたします。11月18日に、私と小嶋委員、塚越委員、事務局職員でヒアリングを行いました。借受人は、元々兼業で農業を手伝っていましたが、父の退職を機に、専業となったとのこと。貸付人は母の弟で、以前より相対で農地を借り受けてきましたが、今回、正式な手続きを踏んで、経営主となり農業経営の安定を図りたいとのこと。労働力は、本人と父、母の3人とのこと。作物構成は、ネギ、ブロッコリー、きゅうり等の多品目にわたります。基本装備のビニールハウス、トラクター、トラック等はすべて自己所有で、機械は、農地に隣接する母の実家に保管しているとのこと。販路は地元の卸売業者で、まずはこれまでの販路を活用したいとのこと。 以上のことから、農業経験があり、これまでも家族で経営をしてきたとのことから、今回の就農については特段問題ないものと考えます。 以上で報告を終わります。
状		議 長	はい。柴崎委員ありがとうございました。 次に19番、20番につきまして、議席番号13番福島委員、お願いします。
況			

会 議 件 名		て ん 末	
議 進		福島委員	<p>整理番号19番、20番の借受人の新規就農について、報告いたします。11月18日に、私と橋本推進委員、事務局職員でヒアリングを行いました。借受人は、1年半前から親元で農業を始めたとのこと。経営規模を縮小する地元農家の農地を借り受け、今回、父から独立するものです。労働力は、本人と妻の2人で、妻も農業経験があるとのこと。作物構成は、ネギとブロッコリーで、露地野菜を中心に、徐々に経営規模を拡大したいとのこと。基本装備の農業用作業所、トラクター、トラック等は、父から無償で借入れ、徐々に揃えていきたいとのこと。販路は、地元の卸売市場や農産物直売所を予定しているとのこと。</p> <p>以上のことから、父の指導や支援を受けられる環境にあり、地元でもネギの生産は安定していることから、今回の就農については特段問題ないものと考えます。</p> <p>報告は、以上となります。</p>
		議 長	<p>福島委員ありがとうございました。</p> <p>それでは本議案について審議いたします。</p> <p>この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p>
議 進		議 長	異議がございませんので、本件は原案どおり決します。
議 行	議案第63号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	<p>次に、議案書の36ページ、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。それでは、議案書36ページ、議案第63号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局よりご説明いたします。</p> <p>別添の議案資料の2ページから5ページまでの資料2も関連するものとなっておりますので併せてご参照ください。</p> <p>3条は、耕作目的での農地の売買や貸借を行うためのものがございます。本日のご審議の結果をもちまして、本日付けでの処分となります。今回お諮りするの8件でございます。</p> <p>整理番号1番、申請地は人見455番2、畑、1,891㎡。譲受人がネギの生産向上を図るため、申請地を譲り受けるものがございます。譲受人は、人見地内に作業場等を確保しているとのことであり、通作上の問題はないものと思われま。</p> <p>整理番号2番、申請地は上敷免325番4、畑、410㎡。こちらは、農地中間管理機構による農地売買等事業によるもので、埼玉県農林公社より、譲受人が自作地と隣接する申請地を譲り受けるものがございます。申請事由は、経営規模の拡大を図るためであり、取得後においては、ブロッコリーやネギの作付けを行うとのことでございます。</p> <p>整理番号3番、申請地は上敷免950番7、畑、99㎡。譲受人が野菜の生産向上を図るため、自作地に隣接する申請地について、贈与を受けるものがございます。取得後においては、ほうれん草の作付けを行うとのことでございます。</p> <p>整理番号4番、申請地は血洗島16番1、畑、994㎡。譲受人がネギの生産向上を図るため、経営地に隣接する申請地を譲り受けるものがございます。</p> <p>整理番号5番、申請地は下手計1721番1、畑、297㎡。こちらは、</p>
議 状			
議 況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議			<p>譲受人がネギの生産向上を図るため、自作地に隣接する申請地を譲り受けるものでございます。</p> <p>整理番号6番、申請地は岡1703番、畑、2,900㎡。こちらは、譲受人が安定的にじゃがいもやかぼちの生産向上を図るため、借入地を譲り受けるものでございます。</p> <p>整理番号7番、申請地は岡部2239番2、畑、439㎡。譲受人が継続して安定的に耕作を行うため、借入地を譲り受けるものでございます。譲受人は17名ほど、農作業に従事する者を確保しており、また今回は借地を譲り受けるものであり実質的に経営面積が増えるものでないことから、引き続きすべての農地での耕作利用が図られるものと考えております。</p> <p>整理番号8番、申請地は永田1175番、畑、789㎡。譲受人が露地野菜を栽培するため、自作地に隣接する申請地を譲り受けるものでございます。取得後においては、ネギ、ブロッコリー、里芋などを作付することです。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。</p> <p>なお、ご審議いただくにあたりまして、各事案につきまして担当委員と事務局で現地調査を実施しましたことを報告いたします。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
			<p>議 長 はい。ただ今事務局より説明がありましたこの件に関しまして、続いて、現地調査を行った委員さんより意見を伺います。</p> <p>議席番号1番、木口委員、お願いします。</p>
進 行		木口委員	<p>はい。現地調査へ行ってきましたので報告します。</p> <p>11月12日に、私と茂木委員と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地調査を行いました。整理番号2番から6番までの各譲受人の経営地につきましては、耕作・管理が適正に行われておりました。それぞれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。</p> <p>現地調査の結果、以上5件につきましては農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p> <p>以上で報告終わります。</p>
		<p>議 長 はい。木口委員、ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議席番号3番、江口委員、お願いいたします。</p>	
状 況		江口委員	<p>はい。ご報告申し上げます。</p> <p>11月12日に、私と柴崎委員と事務局職員で、3条申請に係る農地の現地調査を行いました。整理番号1番、7番及び8番の各譲受人の経営地につきましては、耕作・管理が適正に行われておりました。それぞれの申請地につきましても、特に問題はありませんでした。</p> <p>現地調査の結果、以上3件につきましては農地の効率的な利用が図られるものと判断し、委員の意見といたします。</p> <p>以上でございます。</p>
		<p>議 長 はい、江口委員ありがとうございました。</p> <p>それでは、本議案につきまして審議いたします。</p> <p>この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は原案どおり決めます。</p>	

会 議 件 名	て ん 末	
<p>議案第64号 「農地法第4条第1項の 規定による許可申請承認 について」</p>	<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に、議案書の38ページ、議案第64号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。農地法第4条第1項の規定による許可申請承認につきまして、事務局より説明させていただきます。議案書38ページ及び別添の総会資料の6ページを併せてご確認ください。 議案第64号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」であります。農地法4条第1項の規定による許可申請につきましては、市街化区域以外の、ご自身が所有権を有している農地を、ご自身が農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなっております。 本日の総会における許可申請承認につきましては2件となっております、ご審議頂いた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。 整理番号1番です。申請地は小前田2680番2の畑、外2筆、3筆合計いたしまして823㎡であります。 こちらにつきましては、昭和45年頃から農家住宅敷地の一部として利用してまいりましたが、手続き未了であったため改めて手続きを行いたいという申請でございます。 整理番号2番です。申請地は永田168番1の畑、226㎡についてであります。 こちらにつきましては、昭和53年の相続以前より駐車場敷地の一部として利用してまいりましたが、手続き未了であったため改めて手続きを行いたいという申請でございます。 農地法4条の許可承認申請につきましては以上2件です。 ご審議のほど、お願い申し上げます。</p> <p>はい、事務局より説明のありました本件につきまして、審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)</p> <p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。</p>
<p>議案第65号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」</p>	<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案書の39ページ、議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>引き続きまして事務局よりご説明申し上げます。 議案書39ページをご覧ください。議案第65号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」であります。 こちらにつきましては、本日の総会でご承認をいただきますと、深谷市へ意見書を付して進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。 農地転用の計画の変更につきましては、深谷市が定めた農地調整事務処理要領に許可目的の達成が困難な場合における事業計画の変更の取扱いが規定されております。農地法第51条第1項の規定による許可の取消しが困難又は不相当と認められる場合に、当該転用事業者が代わって当該許可に係わる土地について転用を希望する者があるときは、許可目的の達成できなかった理由が</p>

会 議 件 名	て ん 末	
		<p>転用者の故意または過失によるものではなく、許可の取消しを行ってもその土地が旧土地所有者によって農地として効率的に利用される見込みのない場合等、相当の理由が認められる場合にはこれを承認することができるかとされております。また一時転用等期間が定められた転用行為に関しまして、不足の事態による工事期間の延長等の承認を行うことにより、計画の変更も行うことが可能となっております。</p> <p>整理番号1番です。申請地は、武蔵野897番です。こちらにつきましては、令和3年第3回総会議案第13号整理番号19番でご承認をいただき、令和3年4月8日付で許可処分がなされた一時転用に関わる案件でございます。こちらにつきましては、当初一時転用期間を、申請地外2筆の除外手続き期間としておりましたが、除外の手続きが想定以上に日数が掛かってしまうことが判明したため、期間の延長を行う必要が生じたため、申請に及んだものであります。</p> <p>議案書40ページをご覧ください。整理番号2番です。申請地は、小前田1648番8の畑、303㎡で住宅敷地として平成5年6月15日に転用許可がなされております。当時の申請人は転職、勤務地の変更等の事情により計画を断念せざるを得なくなり今日に至っておりますが、事業承継人から駐車場敷地として利用したいとの申し出があったため計画の変更申請に及んだものであります。</p> <p>当時の申請人は事業の実施計画を転職、勤務地の変更等の事情によりやむなく断念しており、故意または過失にあたらず、申請地は許可の取消がなされたとしても農地として利用される見込みのないこと等から計画の変更は致し方ないものであると考えます。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認につきましては以上です。</p> <p>ご審議のほど、お願い申し上げます。</p> <p>議 長 はい、事務局より説明がありました本件につきまして、審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)</p> <p>議 長 「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。 (委員より「異議なし」との声)</p> <p>議 長 異議がございませんので、本件は原案どおり決めます。</p>
<p>議案第66号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」</p>	<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次に、議案書の41ページ、議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p> <p>はい。引き続き事務局よりご説明申し上げます。 議案書41ページ及び別添総会資料の7ページと併せてご確認をお願い致します。議案第66号農地法第5条第1項の規定による許可申請承認についてであります。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、市街化区域以外の農地で所有権の移転、貸借権の設定等権利の移動または設定を伴う、所有権を有さない農地を農地以外の目的で使用するために必要な手続きとなります。</p> <p>本日の総会における許可申請承認につきましては13件となっており、ご審議頂いた内容を意見書に付して深谷市長へ進達し、来月の10日頃処分がなされる見込みであります。なお、整理番号9番及び13番につきましては、3,000㎡を超える案件となりますので、</p>

	会 議 件 名	て ん 末
		<p>12月6日開催予定の常設審議委員会に意見照会を行った後に、深谷市長へ常設審議委員会の意見を併せて進達し、来月の15日頃処分がなされる見込みとなります。</p> <p>整理番号1番です。申請地は人見1395番6の畑、335㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号2番です。申請地は人見1145番1の畑、191㎡についてであります。譲受人は、親と同居しているが独立するため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号3番です。申請地は成塚424番1の畑、376㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号4番です。申請地は成塚424番2の畑、474㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>ページめくっていただきまして42ページです。</p> <p>整理番号5番です。申請地は成塚424番5の畑、495㎡についてであります。譲受人は、借家住まいで手狭なため申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号6番です。申請地は岡3890番1の畑、276㎡についてであります。譲受人は、両親の面倒を見るため実家隣地の申請地を譲り受け自己用住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号7番です。申請地は小前田1648番8の畑、303㎡についてであります。こちらにつきましては、先ほど議案65号にてご承認いただきました許可後の計画変更申請に関する転用の権利設定の申請となっております。譲受人は、経営規模の拡大により不足する従業員駐車場の整備を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号8番です。申請地は荒川202番の畑、702㎡についてであります。譲受人の法人は、地域に需要が見込まれるため隣地の宅地と一体で住宅として整備するため、申請地を譲り受け、建売住宅の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号9番です。申請地は荒川1852番の畑、外1筆、2筆合計いたしまして3,493㎡についてでございます。譲受人の法人は、地域に需要が見込まれるため申請地を譲り受け、障がい者共同支援グループホームの建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号10番です。申請地は永田828番の畑、1,287㎡についてでございます。譲受人の法人は地域に需要が見込まれるため、申請地を譲り受け、建売住宅4棟の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号11番です。申請地は緑台7番6の畑、376㎡についてであります。譲受人は、地域に需要が見込まれるため、申請地を譲り受け、飲食店の建築を行いたいという申請でございます。</p> <p>整理番号12番です。申請地は戸森735番1の畑、外2筆、3筆合計いたしまして1,717㎡についてでございます。譲受人の法人は、深谷市が発注した工事実施に際し、養生シートを設置した上に鉄板敷きを行い、工事用地として令和4年4月30日までの約5カ月間一時利用したいという申請でございます。なお、工事完了後には鉄板・養生シートを引き上げた後に、農地復元し地権者の確認を経て返却する旨の農地復元計画書が提出されております。</p> <p>整理番号13番です。申請地は上原31番1の畑、外5筆、6筆合計いたしまして、7,301㎡についてでございます。こちらの案件につきましては、農業委員会事務局次長よりご説明申し上げます。</p> <p>事務局次長 それでは整理番号13番につきまして、私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>本件につきましては、農地改良でございますが、10月の総会におきまして、不許可相当となったものでございます。その後、県の常設審議委員会に「不許可相当」として付議いたしましたところ、「不許可とするに足る根拠が不明瞭であり、再度審議を要する」との決議をいただきましたので、今回再度審議をお願いするもので</p>

	会 議 件 名	て ん 末
		<p>ございます。</p> <p>事務局ではその後、地元委員と一緒に地権者の滑川町の農地の確認を行うとともに、地権者から周辺農地への影響等について再確認を行い、影響を及ぼさないよう、土堀が埋まった場合の対応などについて誓約をいただいております。</p> <p>事務局からは以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p> <p>議 長 はい、ただ今、事務局次長より説明がございました整理番号13番につきまして、地元の農業委員より意見を伺います。議席番号6番大澤慶三委員お願いたします。</p> <p>大澤委員 それでは、今回の農地改良につきまして、地元の委員として意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず、滑川町の農地についてですが、私と馬場推進委員、事務局職員と一緒に地権者の滑川町の農地を見てまいりました。一部、耕作されていない農地もありましたが、滑川町の農業委員会によりますと、不耕作地と認定している農地はないということでした。</p> <p>次に、土を東京の方から運んでくることについて、残土処分が目的なのではないかという疑念があることについてですが、これは私も非常に疑わしいと感じておりました。しかし、申請書類上は指定されている書類は整っており、埼玉県の見解としても、「疑わしいという理由だけでは不許可とする根拠とはならない」、との説明がございました。</p> <p>次に、これも非常に心配な部分がある搬入する土の質の問題ですが、この件につきましては、今回の農地改良の申請と合わせて、県の北部環境管理事務所に土砂条例に関する申請が提出されております。そちらの方で工事完了後に土質検査を行うとのことですので、この件については、北部環境管理事務所の判断に委ねたいということでした。</p> <p>次に、周辺の農地への影響についてですが、特に申請地の北側の農地に雨水が溜まってしまわないかと心配しております。これについては、周りに土堀を設置することになっているそうです。しかし、土堀りではすぐに埋まってしまうということも考えられるため、地権者にその後の管理について、周辺農地へ影響を出さないよう誓約をもらうよう要請したところ、誓約書をいただいたとのことでした。</p> <p>今回の農地改良につきましては、色々と疑念が拭い去れない部分はありますが、疑わしいということだけでは不許可とはできないということですので、地元の指導委員としておかしなものなど搬入されることのないよう、工事の様子をよく監視してまいりたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> <p>議 長 はい、大澤委員ありがとうございました。それでは本議案について審議いたします。この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(吉田委員、挙手)</p> <p>吉田委員 はい。</p> <p>議 長 はい、吉田委員。</p> <p>吉田委員 農業委員会では疑わしいという大澤慶三委員の意見もありますし、こういうことで途中で何かがあった時に誰が責任を取るかということだと思うんですね。熱海の土砂を詰め込んだ時も、後になってああいうことになったからなんだかんだって言っても、なかなか埒が明かないというのが現状だと思うんですね。途中、埼玉県の認めたところの意見を言うと、埼玉県が責任を取ってくれるっていうことでしょうかね。</p> <p>議 長 この工事を請負といいますか、工事を申請されている業者さん。</p>

会 議 件 名	て ん 末	
	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>これについては、埼玉県北部環境管理事務所の方で土質検査をしますので、状況が悪い場合にはそこから撤去命令がでます。業者が全てきれいに入れ替えるという形になります。埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例に基づき行政処分がなされるということでご理解いただければと思います。</p> <p>他にありますか。</p> <p>よろしいですかね。 他に質疑がございませんので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。 本件は、決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>異議がございませんので、本件は原案どおり決します。 なお、整理番号13番につきましては、もろもろの意見を付しまして再度県の方に意見照会させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。また、こちらは農地改良となりますので、指導委員を指名させていただきます。議席番号6番大澤慶三委員、農地利用最適化推進委員の馬場委員、以上2名を指名いたします。 よろしくお願ひします。</p>
<p>議案第67号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」</p>	<p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>茂木委員</p>	<p>次に、議案書の45ページ、議案第67号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」を議題とします。 これについてどういうことなのか、事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。それでは議案第67号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」事務局よりご説明させていただきます。 こちらにつきましては、農業を営んでいた者から相続、または遺贈により農地を取得しまして、相続人自ら農業を営むことにより、農地としての利用が確保される場合には納税猶予の特例により相続税が免除されるものです。また対象となる農地が市街化区域の場合は20年、それ以外の区域につきましては永年農業経営が必要となります。本日の総会において承認をいただきますと、本日付で農業委員会にて証明書の発行をさせていただきます。 それでは整理番号1番につきましてご説明させていただきます。 こちらは被相続人の子が相続人となり、適格者証明書の申請があがっているものです。当該相続人につきましては、既に農業用機械等は確保されており、現在も農業に従事していることから、今後とも継続して農業経営を行うことが見込まれます。今回、証明を受ける農地は、先ほどご説明させていただいた市街化区域内であるため、納税猶予の適用を受けてから20年間、農業経営を行うことにより相続税の納税猶予の免除が確定するものでございます。 以上「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」は1件でございます。 なお、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書の発行について」につきましては、対象となる農地が耕作する上で支障がないことの確認として、議席番号2番茂木委員が現地の確認を行っておりますことを併せてご報告させていただきます。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>はい。ただいま事務局より説明がありました本件につきまして、現地確認を行っていただいた委員から意見を伺います。 議席番号2番 茂木委員、お願ひします。</p> <p>はい。納税猶予対象地の確認報告をいたします。 本議案につきまして、11月12日に私と事務局職員で納税猶予</p>

会 議 件 名	て ん 末	
	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>の対象となる農地の現地確認を行いました。 整理番号1番の相続人の農地につきましては、耕作が適切に行われており、特に問題はありませんでした。後日、本人に確認を取りに伺ったところ、本人は市役所勤めということでありました。その傍ら、一緒に生活している叔母がおりまして、その方と一緒に農業をしていると。また、本人は早朝には収穫と、夕方には納品出荷等をやっているようで、特に問題はないと思いました。よって耕作は適切に行われており、特に問題はないと思いましたので、現地確認の結果、納税猶予に関する適格者証明書を発行することに支障はないと判断し、委員の意見といたします。 以上で報告を終わります。</p> <p>はい、茂木委員ありがとうございました。 それでは、本件につきまして審議をいたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。お諮りいたします。 お諮りいたします。 本件は原案どおり適格者証明書を発行することと決してよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>異議がございませんので、本件は適格者証明書を発行することと決します。</p>
<p>議案第68号 「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」</p>	<p>議 長</p> <p>農業振興課</p>	<p>次に、議案書の46ページ、議案第68号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」を議題とします。 農業振興課より説明を求めます。</p> <p>はい。それでは議案第68号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見について」、農業振興課より説明いたします。 それでは議案書の46ページ、あとこちらの議案につきましては、資料が多くなることから、別添で位置図を送付させていただいております。 では説明させていただきます。本議案は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定される農用地を農用地以外の用途に供することを目的として、農用地内の土地を農用地区域から除外するものとなっております。農業振興整備計画(農用地利用計画)の変更につきましては、議案書の右側に記載させていただいております。5つの要件で判断を進めていくこととなっております。今回議案にかけさせていただいている案件につきましては、令和2年の9月1日から令和2年11月30日までに申し出を受け付けたものが対象となっております。議案書の47ページから53ページに記載がありますとおり、今回除外が47件で33筆、農用地への編入が3件で3筆となっております。除外の地区別の内訳としましては、深谷地区で5,477㎡、岡部地区で2,234㎡、川本地区は今回ありませんでして、花園地区で11,504.38㎡となっております。また、除外の事由別の内訳としましては、自己用住宅が18件で19筆、7,429㎡、敷地拡張が4件で4筆、457㎡、駐車場が4件で8筆、6,989.38㎡、店舗が1件で2筆、4,340㎡となっております。これにより整備計画に位置付けられました農用地の面積については、5,955.4haから今回の申し出を反映させまして、5,954.1haに変更となる予定となっております。 以上が第68号「農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
		<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>農業振興課</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>変更に係る意見について」の説明となります。 ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>ただ今、農業振興課から説明がありました本件につきまして、審議をする前に事務局よりお願ひします。</p> <p>はい、すいません。一つ分かりにくいので事務局の方から農業振興課の方に質問という形でお願ひしたいと思います。</p> <p>まず46ページに載っている、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づいて農業委員会の方に意見を求めるということで、これが提出をされていると。それで何のために農業委員会へ意見を求めているのかという話なんですけど、結局このあと、除外が済みますと農転があったりするわけなんですけども、そういったことがスムーズに進むために意見を求めるっていいのでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>わかりました。 そういうことですのでご理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>あの、従前は農業委員会の委員さん並びに農振協、農業振興地域整備促進協議会の委員というのがダブっていたんですが、それぞれ組織が違うので座長というか議長も変わっていたんです。だけれども、今、局長が質問したように、中身が最終的に農地の転用に関わる案件で、重要変更と軽微変更とおおまかに分けて二通りありますので、それらについて、農地転用がスムーズにいくようになっていくことで、農業委員さんと農地利用最適化推進委員の方々にご説明するというような流れになっております。かつては別立てでやっていたのが、今は一本でっていうことになっております。 そういうことでよろしいですかね。</p> <p>それでは本議案について審議いたします。 この件に関し、質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p> <p>「質疑なし」との声がありますので、ここで質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。本件は「意見なし」と決することよろしいでしょうか。</p> <p>(委員より「異議なし」との声)</p> <p>意見がございませんので、本件は「意見なし」と決します。</p>
		議 長	<p>以上を持ちまして、本委員会に上程されました報告事案及び議案に関する審議は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。</p>
閉会		事務局長	<p>以上をもちまして、令和3年第11回定期総会を閉会いたします。</p>

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年11月30日

議 長 安藤 巳喜夫

署名委員 新井 美津子

署名委員 関根 満好